

令和5年度第3回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和5年5月10日（水）

午後3時03分開会

○事務局（佐藤） ただいまから令和5年度第3回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議はウェブ会議形式で行いますので、議長及びご発言いただく委員以外の方は、常時画面をお切りいただくか、静止画を表示いただくかのどちらかとしていただくようお願いいたします。また音声は常時ミュートにさせていただき、ご発言される場合には、挙手をして、議長の許可を得てからミュートを解除してご発言いただくようお願いいたします。

また、こちらもウェブ会議形式であることを考慮してのお願いとなりますが、資料についてのご発言の際は、大変恐縮ですが、当該資料がどの資料のどのページ数を指すのか、ご指摘の上、ご発言くださいますよう重ねてお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。資料は事前にメールにて配布させていただいております。配付した資料は次第に記載のとおりでございます。また、準備書一式については、事前に郵送させていただいております。

本日ご出席いただいている委員の皆様は、出席者名簿のとおりでございます。なお、石川委員、坂本委員、原委員、星野委員、松本委員、矢部委員におかれましては、本日所用のため欠席となっております。

所用により、環境政策課長である鶴見が出席できませんので、開会にあたりまして副課長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

関口会長はじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から、埼玉県環境行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。またお忙しいところ第3回環境影響評価技術審議会にご出席いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

現在県では、社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXを推進しておりますことから、本審議会についてもオンラインで開催をさせていただきます。

本日、皆様に御審議いただく事業は、昨年度からの継続案件である所沢市で実施されます所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業です。昨年12月23日に諮問を行い、2回の小委員会の御審議を経て、本日の審議会に至っております。

大気、水質、廃棄物、生物など、各委員の皆様のご専門的な御知見、御経験から、本日も忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。
副課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（地形） 地形と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（羽根尾） 羽根尾でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤） 以上3名で対応させていただきます。本日の会議ですが、委員総数18名のうち、過半数を超える13名の御出席をいただいております。埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を関口会長にお願いしたいと存じます。

関口会長、よろしくお願いをいたします。

○会長（関口） 審議会規則に従いまして私が議長を務めるということですので、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

これから議事に入りますが、会議の公開について事務局から御説明をお願いします。

○事務局（佐藤） 事務局から御説明いたします。

本日、オンライン傍聴者はありません。傍聴希望者がいない状況ではあるのですが、議事の公開等がありますので、本会議の公開についてはお諮りをさせていただきたいと思っております。審議会規則第8条では、審議会は公開するという事としておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○会長（関口） ただいまの御説明のとおり、審議会は原則公開ということになっておりますが、公開でよろしいでしょうか。異論のある委員は、挙手をよろしくお願いをいたします。

○会長（関口） そうしましたら、公開ということで進めさせていただきます。

次に議事録の署名について確認いたします。審議会規則第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2名の委員が署名をするということになっております。そこで、今回は内村委員と寺内委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○内村委員 承知いたしました。

○寺内委員 承知いたしました。

○会長（関口） 内村委員、寺内委員、議事録の署名よろしくお願いをいたします。

それでは、所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書につきまして、審議に入りたいと思っております。

本日は、小委員会の委員でなかった委員の皆様にも御出席いただいておりますので、計画の策定者に準備書の内容を改めて説明していただきたいと思っております。

準備書の内容につきまして、都市計画決定権者であります所沢市様から御説明をよろしくお願いをいたします。

○所沢市市街地整備課（山賀） 所沢市役所です。よろしくお願いをいたします。

アセスの内容につきましては、株式会社パスコから説明させていただきます。

○株式会社パスコ（下條） それでは、所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の概要を御説明いたします。

初めに、対象事業の概要を御説明します。都市計画決定権者は所沢市であり、対象事業の名称は所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業で、対象事業の実施区域は埼玉県所沢市林1丁目の一部です。対象事業の種類は土地区画整理事業で、規模は24.4ヘクタールです。土

地所有者により設立された組合による土地区画整理事業を想定しております。計画地は所沢市西端部に位置し、入間市に接しています。また圏央道入間インターチェンジから直線距離約1.5キロにあり、交通の利便性がよい地区です。計画地内は、北側が既存の所沢三ヶ島工業団地であり、その他は畑、事業所、運動場、神社等が点在しております。また、計画地の周辺も同様に畑が主体ですが、北側に入間市の住宅地、南東側に所沢市の住宅地、北側に所沢市西部クリーンセンター、西側に不老川大森調節池があります。

対象事業の実施期間については、土地区画整理事業における造成工事は令和5年度から8年度の約4年間を計画しています。また、進出企業による建設工事は令和8年度から予定し、令和9年度から随時供用開始を予定しています。

これは土地、土地利用計画図です。道路については、上藤沢・林・宮寺間新設道路を幹線とする地区内道路網の形成を図ります。公園については、地区面積の3%以上を確保する計画として、街区公園を3か所整備します。また、周辺環境との調和や騒音、振動等による環境悪化をもたらさないよう、地区の境界などに緩衝緑地を設置するとともに、産業系土地利用の外周に高木植栽体を配置します。また、本事業では、産業建設用地を約17.5ヘクタールとり、今後、企業数に応じて分割します。現時点で予定される企業の業種は製造業、物流業です。

これは調整地流域図です。計画地を縦断する谷川を境に二つの排水区域を設定し、排水区域ごとに調整地を設置します。さらに、谷川より東側の流域のうち南西部については、雨水流出抑制施設として、浸透施設を設置する計画です。なお、調整地の計画容量は埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき、必要な対策量を満たすとともに、放流先で許容される放流量以下とする構造としています。さらに、昨今発生している集中豪雨を勘案し、平成28年の台風9号、令和元年の台風19号の降雨量を想定し、貯留量が不足していないことを確認し、埼玉県や国と協議を行い、了承を得ています。また、地区周辺の治水対策については、埼玉県が不老川緊急治水対策事業を平成29年度から実施しており、改善傾向にあると伺っております。

これは供用時における関連車両の主要な走行経路図です。供用後は、上藤沢・林・宮寺間新設道路を通じ、国道463号及び県道所沢青梅線に至るルートアクセスルートとし、仮称大森調節池入口交差点や三ヶ島工業団地入口交差点から県道川越入間線に出入りしない計画です。供用時における関連車両の発生集中交通量は1日当たり大型車852台、小型車は1,295台の計2,147台となる計画です。

これは工事中の資材運搬等の車両の主要な走行経路です。基本的には、上藤沢・林・宮寺間新設道路を通じ、国道463号に至るルートをメインアクセスルートとします。走行台数が最大となる時期は令和8年10月から12月を想定しており、1日の走行台数は大型車が片道40台、小型車が片道30台の計70台です。

これは計画地内の林運動場の位置図です。この林運動場の一部が過去に廃棄物の埋め立て地であったという情報があり、調査の結果、その廃棄物は主に焼却灰であることが判明し、一部基準値等を超過していることを確認しました。このことを踏まえ、事業検討を行った結果、本事業の中で、廃棄物の除却や汚染への措置を適正に行っていく方針とし、廃棄物対策工事を実施する計画です。

次に、環境影響評価の概要について御説明いたします。環境影響評価項目は丸印で示した項目を選定しました。それでは、各項目についてご説明します。

まずは大気質についてです。建設機械の稼働による大気質の影響については、二酸化窒素は最大で計画地中央部敷地境界の0.03801ppmであり、環境基準を満たしています。浮遊粒子状物質についても同様です。次に資材運搬等の車両の走行による大気質の影響です。この図は、予測地点を示したものです。予測地点の5番、7番、8番には資材運搬等の車両は走行しない想定です。二酸化窒素は最大で予測地点3番の県道川越入間線の0.028309ppmであり、環境基準を満たしています。浮遊粒子状物質も同様です。次に造成等の工事による大気質の影響です。降下ばいじん量は1か月1平方キロメートル当たり最大で、計画地中央部敷地境界の4.7トンであり、整合を図るべき基準や目標を満たしています。次に、施設の稼働による大気質の影響です。二酸化窒素は最大で計画地南側約50メートルの地点の0.02805ppmであり、環境基準を満たしています。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素も同様です。

次に、自動車交通の発生による大気質の影響です。この図は、予測地点を示したものです。予測地点の3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番には関連車両は走行しない想定です。二酸化窒素は最大で予測地点3番の県道川越入間線の0.028607ppmであり、環境基準を満たしています。浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素も同様です。

大気質の環境保全のための措置として、工事中において計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないように努めるなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、騒音・低周波、振動についてです。まずは、建設機械の稼働による騒音の影響です。敷地境界における騒音レベルは最大で82デシベルであり、規制基準を満たしています。振動レベルも同様に規制基準を満たしています。

次に資材運搬等の車両の走行による騒音の影響です。予測地点は大気質と同じ地点であり、予測地点5番、7番、8番には資材運搬等の車両は走行しない想定です。予測地点の3番、4番、6番は環境基準を満たしています。予測地点の9番、10番は、環境基準を満たしていませんが、これらの時点は、現況ですでに環境基準を満たしておらず、騒音レベルの増加分は0.3から0.4デシベルあります。振動レベルは要請限度を満たしています。

次に、施設の稼働による騒音の影響です。騒音レベルは最大で、計画地西側の敷地境界の53デシベルであり、規制基準を満たしています。振動レベルも同様に規制基準を満たしています。

次に、自動車交通の発生による騒音の影響です。予測時点は大気質と同じ調査地点であり、予測地点の3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番には関連車両は走行しない想定です。予測地点の6番、新設の1番、2番の昼間は環境基準を満たしています。また、夜間も同様です。振動レベルも要請限度を満たしています。

次に、施設の稼働による低周波音の影響です。低周波音レベルは最大で71デシベルであり、低周波音を知覚するとされている音圧レベルを下回っています。

騒音・低周波、振動の環境保全のための措置として、供用時において、進出企業の運搬車両及び従

業員、通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、悪臭についてです。施設の稼働による悪臭の影響です。施設からの将来予測濃度は、臭気指数10未満であり、規制基準を満たしております。

悪臭の環境保全のための措置として、進出企業に対し、悪臭防止法に定める規制、規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の公害の未然防止に努めるよう指導するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は水質についてです。これは調整地流域図です。計画地を縦断する、谷川を境に排水区域を設定し、排水区域ごとに調整地を設置します。工事の降雨時による調整地の排水口でのSS濃度は最大で1号調整池の117ミリグラムパーリットルであり、許容限度を下回っています。

水質の環境保全のための措置として、工事中に発生する濁水については、沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を公共用水域に放流するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は水象についてです。本事業では、適切な規模の調整地を設け、雨水流出を抑制することから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られています。昨今発生している集中豪雨を勘案し、平成28年の台風9号、令和元年の台風19号の降雨量を想定し、貯留量が不足していないことを確認し、埼玉県や国と協議を行い、了承を得ています。

また、緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等により地下水のかん養を図ることから、埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られています。

水象の環境保全のための措置として、適切な規模の防災調整池を設置し、雨水の洪水調整を行うなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、土壌についてです。廃棄物対策工事の実施にあたっては、対策工事に係る環境調査を実施し、地下水のヒ素及び大気質のベンゼンについて、監視を行っていくなど、掘削土壌などが周辺に影響を及ぼさないよう、十分配慮することから、基準や目標との整合が図られています。

土壌の環境保全のための措置として、表土調査工及び試掘工により、廃棄物範囲を確認した上で、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、動物についてです。これは動物の現地調査で確認した、保全すべき集を示したものです。鳥類はコサギ等6種、猛禽類はオオタカなど9種を確認しました。猛禽類については、オオタカが事業計画地から720メートルほど離れた場所で繁殖が確認されています。対象事業の実施に伴い、オオタカの高利用域の一部が改変されるものの、営巣地は事業計画地から離れていること、また、採餌場であり林緑の草地や畑地環境は対象事業実施区域外に分布することから、影響は小さいと予測しています。その他の猛禽類については、繁殖は確認されておらず、上空を飛翔するのみであったことから、影響はない、もしくは小さいと予測しています。

動物の環境保全のための措置として工事の際は、急激な改変を避け、周辺環境への個体の自発的な移動を促すなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は植物についてです。これは植物の現地調査で確認した保全すべき種を示したものです。植物相でササバギンランなど4種を確認しました。なお、本調査では、保全すべき群落は確認されませんでした。ササバギンランについては、生育場所が対象事業実施区域外のみであることから、影響はないと予測しています。また、ハンゲショウ、シラン、オミナエシの3種は保全すべき種に該当するものの、現地での確認では、本来の生育環境ではなく、逸出個体と考えられます。

植物の環境保全のための措置として、植生の影響を抑えるため、改変域を最小限にとどめるとともに、周辺区域の踏み荒らしがないよう、注意を払うなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、生態系についてです。生態系の環境保全のための措置として、進出企業に対して緑化を図るよう要請し、生物の新たな生息空間や移動路となる緑被地を創出するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。なお、予測の不確実性に対しては、本事業の工事中にモニタリングを実施し、対象種の保全状況を確認します。

次は、景観についてです。この図は、予測地点を示したものです。予測地点の8番から12番については、調査計画書に対する知事意見を踏まえ、追加しました。

ここでは、その中から1番の林神社からの眺望景観の変化についてご説明します。立地する計画建物は、林神社の背後に視認され、参道の両脇が改変されますが、左右とも街区公園を整備する計画であり、植栽を施すことで、林神社の緑と一体的に現況の周辺に見られる、住宅地と調和のとれた景観が形成されると予測します。なお、地区の詳細な土地利用を定める地区計画でも、緑豊かで潤いのある市街地景観の形成を目的とし、積極的に敷地内緑化を推進することを定めています。

景観の環境保全のための措置として、計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、自然との触れ合いの場についてです。この図は、自然との触れ合いの場の調査地点を示したものです。調査は、地域住民が日常的に利用している散歩ルート及び林自然触れ合いコースを対象に行いました。

調査の結果、利用者数は多くありませんでしたが、主に散策、犬の散歩などのほか、生活道路として日常的にも利用されていました。

自然との触れ合いの場の環境保全のための措置として、工事中は道路の一時的な通行止めは避けられませんが、引き続き通行が可能なよう迂回ルートを確認するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は史跡・文化財です。この図は、埋蔵文化財包蔵地の分布状況を示したものです。改変区域に分布している埋蔵文化財包蔵地は、改変は免れませんが、法令に則り、所沢市教育委員会と協議を行い、記録保存を図ることで、影響を低減できると予測します。

史跡・文化財の環境保全のための措置として、事前に試掘等の調査を行い、可能な限り保存を図った上で、保存が難しい場所は記録保存を図るなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、日照障害についてです。これは日影が最も長くなる冬至日における計画建物による等時間日

影図です。地盤面から4メートルの高さで、計画建物による3時間以上の日影、5時間以上の日影が生じる範囲は、計画地の北側及び東側の一部に及ぶと予測します。

日照阻害の環境保全のための措置として、計画地周辺の建物の立地状況を十分に把握し、予測条件として示した建物配置や高さなどを参考に、周辺への日影が増大しないよう、建物配置の検討を進出企業に要請するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は電波障害についてです。この図は、地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲を示したものです。計画建物の西北西側へ最大約30メートル程度と予測します。

電波障害の環境保全のための措置として、計画地周辺で、計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は、廃棄物等についてです。造成等の工事による廃棄物等の影響については、審議会委員からのご意見を踏まえ、出典を改め、再検討を行いました。再検討の結果、廃棄物の総排出量は1万2983.9トンで、全体の再資源化率は91.2%と予測しました。

次に、施設の稼働による廃棄物等の影響については、こちらも審議会から排出原単位が過剰な想定となっているのご意見を踏まえ、計画地に進出する可能性のある製造業全体の原単位に改め、再検討を行いました。再検討の結果、全体の再生利用量は6,324トン、再生利用率は34%、減量化量は1万1,521トン、最終処分量は725トンと予測しました。

廃棄物等の環境保全のための措置として、工事中において伐採樹木のチップ化再利用に努めるなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次は温室効果ガス等についてです。これは施設の稼働による温室効果ガス等の影響です。対策として、施設に省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用することにより、二酸化炭素排出量の削減率は9.5%を予測します。

温室効果ガス等の環境保全のための措置として、供用時において、進出企業に対し、各種法令ガイドライン等に基づき、適正に対処、対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導するなどを講じることで、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価します。

次に、事後調査計画についてご説明します。本事業では、調査、予測及び評価を実施した環境影響評価項目のうち、大気質、騒音・低周波音、騒音、動物、生態系、景観、史跡・文化財、日照阻害について事後調査を行う予定としています。

以上、(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の概要をご説明いたしました。

○会長(関口) ありがとうございます。

ただいま都市計画決定権者から御説明をいただきましたが、御説明の内容につきまして、小委員会に出られていない委員もおられますので、御質問、御意見等ございましたら、挙手いただければ、指名させていただきます。

栗島委員、よろしくお願ひします。

○栗島委員 まず1点目、準備書722ページの温室効果ガスの供用後のところでは、整合を図るべ

き基準や目標において、温対法は改正されていますので、最新の法律の条文に修正していただければと思います。また、埼玉県の温暖化対策実行計画についても、今年3月に改正がされており、2013年比46%に変更されていますので、反映していただければと思います。

さらには、所沢市では、区域施策編を作られていると思います。2028年までに22.9%削減という目標を掲げています。今後、削減目標を上げていくと思いますが、現時点で22.9%削減という目標になっています。今回の事業は、所沢市内での事業ですので、整合を図るべき基準となると考えています。

2点目です。先ほど産業廃棄物の原単位が過大であったので修正したというお話がありましたが、供用時の温室効果ガスの排出量については、石油産業の原単位を使っています。削減後でも、年間19万9,000トン出ることになります。

この年間19万9,000トンという値は、所沢市の産業部門すべての排出量を上回る数値となっており、このままだと、区画整理事業が終わって企業が進出すると、所沢市の産業部門の温室効果ガスは2倍以上になります。原単位が大きすぎますので、産業廃棄物と同様に、原単位を実際に進出が予想される企業の産業分野の原単位に修正すべきだと思います。

その上で、全体で9.5%という削減率は、県の目標や所沢市の目標と比べてかなり低い数字ですので、整合を取っていただく必要があります。さらには2050年に所沢市はカーボンニュートラルを宣言していますので、いずれは100%削減にならないといけないわけですので、進出企業に対して強い対策を行う必要があると思います。現状の対策では非常に不十分だと認識しています。

○会長（関口） 所沢市様から御説明をお願いします。

○所沢市市街地整備課（山賀） まず1点目の古い法令が使われている件につきましては、最新の情報に合わせて修正いたします。

2点目の原単位につきましては、産業廃棄物同様に見直しをさせていただきます。削減目標の設定につきましては、市としては2050年に向けた取組の重要性を理解しています。

しかしながら、三ヶ島工業団地に将来的に進出する企業については、この事業が組合土地区画整理事業ということもあり、地元の意向も含めて事業者と相談しながら、もう少し高い目標を出せるように、検討させていただければと思っております。

○会長（関口） 栗島委員、よろしいでしょうか。

○栗島委員 2027年に供用開始ですから、市の2028年の目標値に近い状態にないといけないと思います。ぜひご検討いただければと思います。

○会長（関口） 他にございますでしょうか。

神山委員よろしくをお願いします。

○神山委員 景観について質問です。まず1点目は、街区公園を計画されていますが、樹木は伐採されるのでしょうか。

2点目は、準備書では、緑の街区公園と神社との緑の調和が取れていると記載がありますが、それはあまり重要ではなく、その背後にある建物がどのような影響を生じさせているのかについて評価する必要があります。林神社については、境内の外から眺望を取っているもので、境内の中に入るとさら

に背後の建物が出現して圧迫感が出てくると思います。神社の緑と街区公園の緑という話ではなく、建物の圧迫感やこういったところに神社の背景として建物が映り込んでしまうのか、この圧迫感を軽減するためにどのような保全措置を行うのが重要だと思います。

事後調査項目に景観がありますので、事後調査では、境内の緑で遮へいされる可能性はありますが、境内を調査ポイントに加えることが必要です。地域資源として考える場合、散策コース上よりも境内の方が重要視されるべきですので、事後調査に入れていただきたいと思います。

準備書648ページでは、緑が残存されると記載ありますが、このパースに限っては残存されていません。また、人工構造物に溶け込み大きな違和感はないとありますが、パースを見る限りでは、かなりの違和感があると思いますので、影響の程度をしっかりと書くべきだと思います。

○会長（関口） ご説明をお願いします。

○所沢市市街地整備課（山賀） 1点目の調査地点11の林神社の予測において、街区公園の植栽が全部なくなってしまうのはなぜかという御質問につきましては、将来的には公園になるところですが、整備内容について、現時点では定まっていません。区画整理事業では、公園の土地を用意するところまでとなり、その後の公園整備は所沢市公園課で進めていきます。事業認可後、公園課と整備内容について協議していきますので、今現段階では緑色の芝生という表現をしています。

2点目の、事後調査において、林神社の境内を調査地点に加えることについては、景観を事後調査項目として選定していますので地点の追加についても検討したいと思います。境内の中に入っていきますと、距離も近くなるということで、建物が陰に隠れるという可能性も十分あるところですが、そこについてもよく確認して検討させていただきます。また準備書記載の文言については、表現を検討させていただき、評価書において修正したいと思います。

○神山委員 環境影響評価手続を行う際、既存樹木の伐採を前提とすると、そのまま伐採となってしまうことは大いにあり得ると思います。伐採するのであれば、その影響も加味して考える必要があります。

街区公園として樹木を植えても5メートル、6メートル程度の若木が入るわけですが、若木を植えたので既存樹木と同じと説明されても非常に困りますので、影響が少なくなるよう配慮していただきたいと思います。

○会長（関口） お話を聞いていますと、街区公園ができるから調和しているという印象を持ちます。環境影響評価においては、まずは現状を維持することが基本であり、どうしても改変、伐採しないと事業が進められないのであれば、代替措置を提示することが基本です。ぜひ神山委員の御意見を踏まえまして、検討していただければと思います。

朝賀委員よろしくお願いいたします。

○朝賀委員 説明スライド32ページ、工事中と供用時の運搬車両の台数について質問です。

計画では、多くの企業が進出してくるとお見受けしましたが、公共交通機関利用によって車両台数を抑制する際、予測評価において、公共交通機関を利用する社員、バスの台数などは全体の何%として考えられているのか、車両の削減分をどの程度想定しているのかについて教えていただきたいです。

○会長（関口） いかがでしょうか。具体的な数字は出せませうでしょうか。

○所沢市市街地整備課（山賀） 計画地区は駅から少し距離のある場所にあります。公共交通機関の利用促進や送迎バスの利用については、お願いをしていきますが、予測評価の中で発生交通量を減らすというところまではしていません。

○朝賀委員 そうすると数字の上では、さらに公共交通機関を使っただけであれば、削減分が増えるということによろしいでしょうか。

○所沢市市街地整備課（山賀） そのとおりです。

○朝賀委員 次に、説明スライド76ページの廃棄物関係の質問です。

産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物もある程度想定されると思いますが、これは市の廃棄物計画の中では、引き受けられる状態、対応できる方向であるのでしょうか。

○所沢市市街地整備課（山賀） 本事業は産業団地の創出であり、その多くは産業廃棄物であると考えておりますが、ご指摘のとおり、一般廃棄物も出るような状況です。

廃棄物については、所沢市には東部クリーンセンターと西部クリーンセンターという処分場があり、市の担当部署と調整をしております。現在、事業実施により発生する産業廃棄物、一般廃棄物の想定量については、住宅系の区画整理がないこともあり、一般廃棄物については少量ということで受入上は問題ないとの回答を受けています。

○朝賀委員 最後に土壌について質問です。この工事では、汚染土以外の搬出土の発生はあるのでしょうか。

○会長（関口） いかがでしょうか。

○所沢市市街地整備課（山賀） 造成協議の中では、全体的に造成工事をした後、購入土によって盛土をする計画です。ですので、プラスマイナスを計算した結果、残土処分ということは生じません。

ただ、工事の都合で、残土処分せざるをえない場合には、持ち込み前の試験調査等をしっかりと実施した後、UCRなどの適切なところに持ち込みをさせていただければと思います。

○朝賀委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長（関口） 他にございますでしょうか。

大気について私から一つ質問です。準備書323ページのところで予測をされていますが、準備書ではすべて年平均値で記載されています。

平均値で見れば0.01がバックグラウンド濃度ですので問題ないと思っていましたが、実際の環境基準は日平均値ですので、今日の説明スライド18ページでは0.04に近くなっており、環境基準ぎりぎりな状況です。これは集中的に建設機械が動く濃度がかなり上がることを示唆しています。また、資材運搬車両の走行についてもデータを見ると、バックグラウンドを踏まえると2、3倍となります。それを踏まえてのご質問ですが、建設機械の稼働と資材運搬の走行が同時に発生することはないのでしょうか。建設機械の作業と資材運搬車両の走行をどのようにコントロールして集中を避けるのかについてお伺いします。

○所沢市市街地整備課（山賀） 現時点では、資材運搬だけを行い、工事の作業はさせないとするなどの具体的な方策があるわけではありません。環境基準が超過しないよう市としては、事業者に対し

て、環境配慮型の機械や車両を使用して資材運搬や造成工事を行うよう指導していきたいと考えています。

○会長（関口） NO_xでは、トラック集積地において環境基準ぎりぎりでも推移しているところ、そこに追加で1台が稼動することによって環境基準を超えてしまうことがあります。今回はそれと近いようなケースと思われます。

バックグラウンドが高い場所では、そこまで気にならないのですが、今回の場所はそもそもバックグラウンド濃度が低いことから、住宅地から苦情が出ることも想定されます。ぜひ事業者はこのことをお伝えいただければと思います。

○会長（関口） それでは、御質問、御意見も出尽くしたと思いますので、都市計画決定権者の所沢市様には、ここで退席をしていただきます。ありがとうございました。

○会長（関口） ここからは審議会の答申の審議に入ってまいります。

議事、所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地地区画整理事業環境影響評価準備書につきまして、小委員会で議論を行っております。小委員会の意見が作成されておりますので、小委員会委員長である加藤委員長から小委員会報告及び小委員会意見につきまして御説明をいただきたいと思っております。

加藤委員長、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 資料の1、資料の1-2に基づきまして説明いたします。

まず資料1に記載されておりますとおり、準備書について9名のメンバーにて、小委員会にて審議いたしましたので報告いたします。

審議の経緯については、令和4年12月に準備書が提出されまして、令和5年3月に第1回小委員会、4月に第2回小委員会が開催され、小委員会意見を集約しました。小委員会の意見につきましては、資料1-2の記載のとおりとなります。

資料の1-2について説明いたします。全般的事項としては、周辺に存在する大森調節池について工事に伴う濁水の流入、湧水への影響が生じないようにすること、（2）近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないように十分な調整池を設置すること。なお、設置後の状況については、計画地内に宅地や教育施設がありますので、異常気象時に対応できるように継続的観測の実施が望ましい。

（3）温室効果ガス排出量について所沢市の宣言との整合が図られるよう、造成事業を検討し、また進出企業へ働きかけること。

（4）計画地は平坦な地形であるので、特に計画地近傍における進出企業の施設による圧迫感について配慮する必要がある。その圧迫感が軽減できるように、建築計画や緑化計画を検討すること。

2 史跡・文化財については、計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合でも、工事開始時に遺跡が見つかることも想定される。そこで開発にあたり、埋蔵文化財が確認された場合には、必要な環境保全措置を講じること。

3 廃棄物については、事業に伴い生じる廃棄物の推計について最新データの使用や実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

最後に事後調査です。(1)騒音については、計画地内を新設道路が通行することとなるため、現況値と予測値を直接比較できない部分があります。当該地点における予測値は、道路形状や幅員が類似している別地点の現況値や将来予測交通量を基とした予測結果であることから、当該不確実性を考慮して、新設道路開通による影響につきまして、事後調査で確認を行い、必要に応じて、環境保全措置を追加すること。

(2)土壌廃棄物については、廃棄物対策工事における造成等の工事による影響において実施予定としている廃棄物対策工事中の環境調査を、事後調査として位置づけることを検討すること。

最後に(3)水質については、計画地からの雨水排水先の河川において、現状においても降雨時に、浮遊物質量のSSが環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響を把握するため、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。

以上が小委員会の意見のまとめとなります。

○会長(関口) ただいま御説明いただきました小委員会意見を、審議会の答申案といたします。

これに対しまして先ほどの議論にて、意見の追加等がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(羽根尾) 質疑応答の内容を踏まえ、答申案に意見を追加いたしましたので、順に御説明いたします。

まず、全般的事項への追加ということで、(5)に神山委員からの御意見を追加しています。事業計画ということで、計画地内に存在する林神社は地域の資源であることから、伐採を前提とせず、可能な限り保全できるような事業計画にすること。

続きまして、残土処分が生じる場合には適切に処理をすることという旨の文言を追加しています。

(7)は、関口委員の御意見でございまして、計画地周辺に住居や要配慮施設がありますので、建設機械の集中した稼働や資材運搬等の車両による近隣の渋滞等により、大気汚染物質濃度の基準超過が生じないように計画的な作業運行を行うことという文言を入れております。

ここからは各項目になります。まず、騒音・低周波音、振動について朝賀委員から、御意見ございました公共交通機関の利用促進について追加しました。

続きまして景観です。神山委員からの御意見を2点追加しました。1点目については、大規模建築物が想定されます。そして計画地の敷地境界には、林神社や街区公園等できることから、圧迫感が軽減できるよう、色彩や緑化等の措置を進出企業に実施するよう、市として指導して欲しいという旨の文言を入れております。

2点目として、評価書においては影響の程度についてより具体的に精度を高めて記載をして欲しいという旨の文言を入れております。

3の廃棄物等になります。こちらは朝賀委員の御意見でして、市との廃棄物処理計画との整合性を図るように、精度の向上をしてほしいという趣旨になります。

続きまして、温室効果ガス等です。こちらは栗島委員から御意見いただいております、(1)としては、整合性を図るべき基準ということでまず最新の数値に直して欲しいということです。また、

46%削減というところを目指している中で、それと比較すると現在示されている削減量は低いということで、整合性が図れるような造成事業、そして進出企業に対しては、再エネ導入等を義務づけるなどの働きかけを行うことという文言を追加しております。

(2)につきましては、進出企業の業種において、市では石油産業等を想定されていまして、実際に想定される事業形態を前提とすることで、評価書において精度の向上を図ることという文言を入れております。

最後、事後調査については、景観を追加しております。神山委員からの御意見でして、事後調査の選定項目に景観はありますが、調査地点の追加ということで、境内の中からの眺望についても調査地点として追加することというものをに入れております。

事務局で追加した文言は以上です。

○会長（関口） 小委員会報告の内容について、また追加部分について、御意見の記載事項を見ていただきまして何かございましたら挙手をお願いいたします。

栗島委員よろしく申し上げます。

○栗島委員 記載内容はおよそ問題ないと思いますが、所沢市から提示された数字は石油産業の原単位を使ったデータでした。その数字を見る限り、実は所沢市の年間の産業部門全体の排出量よりも多い排出量が出ています。令和元年度において所沢市の産業部門からの排出量が約15万トンですが、準備書ではこの計画値だけで19万トンになっています。

それはあり得ないことですので、実際の事業形態を前提としていただくことはそのとおりですが、我々はその計算結果を見ていないので、一体どれくらいの状況のものになるのかについては想定できないところがあります。

ですので、結果を見ないと、どのレベルの努力が必要なのかということが、全然見えてこないような気がします。記載の順番については、最初に(2)を前提として先に行った上で、しっかりとその量を見ながら取るべき対策をとることという文言にすることが正しいと思います。

現状ではあり得ない数字ですが、もしこれが本当だとしたらこの事業は進めてはいけないものになります。実際の製造業全体の平均値を取るとと思いますが、その結果を確認した上で、それに沿って対策等をしっかりと考えてくださいということになると思います。

その上で、全般的事項でカーボンニュートラルの内容があるので、カーボンニュートラルと所沢市の地球温暖化実行計画の区域施策編との整合です。全体意見のところでも市の政策と整合するようにと書かれているので、所沢市の区域施策編と整合するようにということであれば、全体、全般的事項にその区域施策編を入れるべきだと思います。そして個別項目は国と県の目標と整合してくださいというような書き方になると思います。

○会長（関口） ありがとうございます。事務局大丈夫でしょうか。

○事務局（羽根尾） 承知しました。ありがとうございます。

○会長（関口） 続きまして神山委員よろしく申し上げます。

○神山委員 私の意図としては、新規計画建築物による環境影響について、図書の文言も含め、正しく評価してくださいということです。景観資源である林神社周辺、参道及び境内については、景観変

化を最小限にとどめ、保全に努めるということであり、この中には既存樹木も含まれています。かつ、変化が生じる場合はそれを低減するような対策を講じるという形にして欲しいと思います。

基本的には変化をさせないような事業計画を作成していただきたいと思います。事業所ではなく、公園を整備するのですから既存樹木の伐採は最小限にとどめたいところです。そのために既存樹木の保全に努めるという趣旨になります。

○会長（関口） まず、変化をさせないようにすることが前提なので、既存樹木を残すことは当たり前ということですね。どうしても建物を建てるなどによって、変化が生じるのであれば、保全措置をしっかりと行うという流れでしょうか。

○神山委員 変化をさせないようにという前提がなく、公園をつくるので景観変化はありませんという説明や内容だったので、そこを少し正すような文言を追加してほしいと思います。

○町田委員 小委員会においても神社の景観について議論していたところですが、神山委員の御意見のとおりだと思います。

○会長（関口） 事業者は公園づくりを前提に説明していましたが、環境影響評価ではまず基本は変えないということです。樹木を伐採せずに温存できるなら温存して公園をつくるのが望ましい。しかしながら、建物の建築によって景観が変わってしまうのならば、なるべく変わらないよう最善の策を練って欲しいという流れにして欲しいということです。

○事務局（羽根尾） 承知しました。ありがとうございます。

○会長（関口） 他に御意見ございますでしょうか。

それでは、大気についてですが、準備書の年平均値での記載については違和感があります。平均値で記載すると値は低く出ます。今日の説明では日平均値が出てきて、しかもそれは相当濃度が高い状況でした。ですので、評価書では日平均値を含めた記載をしてくださいということになります。

この内容を全般的事項のところに入れて欲しいということと、建設機械の集中というよりかは建設機械の稼働とその資材運搬車両の走行が分けることができないと思いますので、同時に稼働して濃度基準を超えることがないように十分考慮して欲しいという意見になります。

それぞれについては、計算上も超えないと市の説明がありましたので、恐らく超えないでしょう。ですので影響評価的には問題ないことにはなりますが、やはり同時に稼働すると、双方が濃度基準ぎりぎりですので、基準を超えるということです。

○事務局（羽根尾） 承知しました。

○会長（関口） 他にございますでしょうか。

○会長（関口） そうしましたら審議会答申案の補足や追加意見等を議論しましたので、これを答申として取りまとめたいと思いますが、答申に修正がありましたので、その取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（羽根尾） 事務局から審議会答申の取りまとめにつきまして御提案いたします。審議会答申につきましては、本日の皆様からのご意見を踏まえ、事務局で修正させていただきまして、関係する委員の皆さんに御確認いただいた後、最終的に関口会長の御承認をいただき審議会答申としたいと考えております。

○会長（関口） 事務局から提案がございましたが、この審議会答申については、いただきました意見等を踏まえ、修正案を作り、答申という形にしたいと思います。

答申の文言等につきましては私の方に一任していただいて、最終的な答申を仕上げたいと思いますがそういう形でよろしいでしょうか。

○会長（関口） ありがとうございます。そのような形で最終的な答申案を作成させていただきたいと思います。

○会長（関口） これで本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。それでは進行を事務局に戻します。

○事務局（佐藤） 関口会長ありがとうございました。

以上で本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。

午後4時28分閉会